



動物用医薬品

動物用ノミ駆除・寄生予防薬

承認指令書番号	24動薬第1324号
販売開始	2004年3月
再審査結果	2010年11月

2016年10月改訂

貯法

室温

アドバンテージ+プラス

# アドバンテージ プラス猫用

## 【成分及び分量】

品名	アドバンテージ プラス猫用	
有効成分	本品1mL中に、イミダクロプリド100.0mg、ピリプロキシフェン5.0mgを含有する。	
用法及び用量	体重1kg当たりイミダクロプリド10mg、ピリプロキシフェン0.5mgを基準量とした以下の投与量を、猫の頸背部の被毛を分け、容器の先端を皮膚に付けて滴下する。本剤は月1回、ノミの発生する時期に投与する。	
	体重	用量
	1.6kg以上4kg未満 4kg以上	0.4mLビベツト1個全量 0.8mLビベツト1個全量

## 【効能又は効果】

猫:ノミの駆除、ノミ卵の孵化阻害及び幼虫の脱皮阻害によるノミ成虫の寄生予防。

## 【使用上の注意】

(基本的事項)

### 1. 守らなければならないこと

(一般的な注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。

(使用者に対する注意)

- ・飲食をしながら投与しないこと。
- ・喫煙をしながら投与しないこと。

(猫に関する注意)

- ・猫の外用のみに使用すること。

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- ・本剤は蚤に被害を及ぼす恐れのあるところでは使用しないこと。
- ・本剤の取扱いには十分注意し、他の医薬品、食品、飼料等と区別し、小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光をさげ、なるべく湿気の少ない涼しい所に保存すること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- ・使用済みの空容器等は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤が魚や甲殻類の生息している水域や水槽等に入らないように注意すること。

### 2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤が使用者の目や口に入らないように注意すること。
- ・万一、身体に異常を来した場合や誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちにクロロニコチル系の殺虫剤を使用した旨を医師に申し出て診察を受けること。クロロニコチル系の殺虫剤に対する特定の解毒剤は知られていない。
- ・使用した後、又は皮膚に付着した場合は、まれに皮膚に過敏症状(アレルギー、炎症及び刺痛等)を認めることがあるので、石けん及び水で洗浄すること。万一、目に入った場合は、水で十分洗い流すこと。皮膚又は眼に刺激が残る場合は医師の診察を受けること。
- ・本剤投与後24時間は、投与部位に直接触れないこと。また、投与したことを知らない人も触れないように注意すること。特に小児が、投与した猫に触れないように注意すること。

(猫に関する注意)

- ・本剤が投与する動物の目や口に入らないように注意すること。
- ・本剤投与直後に投与部位を舐めないよう注意すること。同居猫、特に子猫の場合に注意すること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- ・本剤に含まれている溶剤は、接触したプラスチック、皮革製品、布地及び塗装面に付くと跡が残る場合がある。投与部位がよく乾くまで、接触しないようにすること。

(専門的事項)

#### ① 対象動物の使用制限等

- ・授乳期の母猫へ投与することにより、母猫及びその哺乳期子猫ともにノミが駆除されるので、6週齢未満の離乳前の子猫へは投与しないこと。
- ・本剤は体重1.6kg未満の猫には使用しないこと。

#### ② 重要な基本的注意

- ・ノミの発生状況により異なるが、本剤のノミ成虫に対する駆除効果、ノミ卵の孵化阻害及び幼虫の脱皮阻害によるノミ成虫に対する寄生予防効果は約1ヵ月間持続する。

#### ③ 副作用

- ・猫が投与直後に投与部位を舐めた場合、流涎を引き起こすことがある。
- ・本剤の投与により、ときに投与部位の紅斑が現れることがある。

## 【製品情報お問い合わせ先】

バイエル薬品株式会社 動物用薬品事業部  
 〒100-8265 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル  
 お問い合わせ先メールアドレス:bayer-ah.jp@bayer.com

## 【製造販売元(輸入発売元)】

# バイエル薬品株式会社

動物用薬品事業部  
 東京都千代田区丸の内1-6-5  
 www.bayer-ah.jp

# Bayer

C2

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。